

お客さま各位

水戸証券株式会社

「約款・規定集」の新旧対照表 (2026 年 9 月 1 日改訂)

(下線部分が変更箇所です)

1. 総合取引約款 (保護預り約款)

新 (変更後)	旧 (変更前)
(解約) 第 1 1 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。 1 お客さまから解約のお申出があった場合 2 お客さまが手数料を支払わない場合 3 お客さまがこの約款に違反した場合 4 お客さまが非居住者となる場合 (第 1 3 条の 2 第 2 項に該当する場合を除く) 5 保護預り証券の残高がない場合 (融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く) 6 お客さまが口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に反する事実が認められ、当社が解約を申出た場合 7 お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、または直接、間接を問わず反社会的勢力と関係を有していることが認められ、当社が解約を申出た場合 8 お客さまが直接、間接を問わず、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出た場合 9 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間において解約を申出た場合 1 0 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認ができない場合 1 1 当社がこの約款に基づく業務を運営することができなくなった場合、または当該業務を終了した場合 1 2 やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合 (届出事項の変更手続き) 第 1 3 条 住所、氏名、共通番号、印鑑等の変更 (印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。) があったときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。 2 勤務先 (お勤め先)、所属部署、役職、投資方針等に変更があった場合、遅滞なく当社にお申出ください。 3 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。 4 前 3 項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。 (削除)	(解約) 第 1 1 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。 1 お客さまから解約のお申出があった場合 2 お客さまが手数料を支払わない場合 3 お客さまがこの約款に違反した場合 (追加) 4 保護預り証券の残高がない場合 (融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く) 5 お客さまが口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に反する事実が認められ、当社が解約を申出た場合 6 お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、または直接、間接を問わず反社会的勢力と関係を有していることが認められ、当社が解約を申出た場合 7 お客さまが直接、間接を問わず、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出た場合 8 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間において解約を申出た場合 9 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認ができない場合 1 0 当社がこの約款に基づく業務を運営することができなくなった場合、または当該業務を終了した場合 1 1 やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合 (届出事項の変更手続き) 第 1 3 条 住所、氏名、共通番号、印鑑等の変更 (印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。) があったときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。 2 勤務先 (お勤め先)、所属部署、役職、投資方針等に変更があった場合、遅滞なく当社にお申出ください。 3 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。 4 前 3 項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。 5 お客さまが日本国内の居住者でなくなる場合には、事前に当社にお届出いただくものとします。 なお、日本国内の居住者でなくなった場合の取引については、当社の定める範囲内といたします。

<u>5</u> 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券の返還、その他のご請求には応じません。 <u>(非居住者となる場合の取扱い)</u> <u>第13条の2</u> お客さまが日本国内の居住者でなくなる場合には、事前に当社にご連絡いただくものとし、<u>第11条第4号の規定に従い、お取引口座の解約手続きを行っていただきます。</u> <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当し所定の手続きを行い当社が承諾した場合、当社が定める範囲内で取引を継続いただけます。 <u>1</u> 特定口座を開設しているお客さまが一時的に出国（5年以内に帰国予定であること）することとなり出国日までに「<u>特定口座継続適用届出書</u>」を当社に提出する場合 <u>2</u> 少額投資非課税口座（NISA 口座）を開設しているお客さまが、<u>所得税法第28条第1項に規定する給与等の支払をするものからの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に起因して出国することとなり出国日の前日までに「継続適用届出書」を当社に提出する場合</u>	<u>6</u> 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券の返還、その他のご請求には応じません。 <u>(追加)</u>
---	---

以 上